

台風 18 号による災害

～市内被災・復旧状況と被災者支援制度～

9月15日から16日にかけて続いた台風18号による雨は、土砂崩れや河川の決壊など本市に甚大な被害をもたらしました。市では、1日も早い復旧・復興を目指して取り組みを進めるとともに、被災者の支援に全力で取り組んでいます。(被害状況は10月17日現在)

■被害状況

人的被害…死者1名

住家被害…全壊4棟、半壊14棟、一部損壊3棟、
床上浸水12棟(全壊家屋の浸水1棟、半壊家屋の浸水11棟を含む)、床下浸水127棟(半壊家屋の浸水2棟、一部損壊家屋の浸水2棟を含む)

非住家被害…公共建物1棟、その他12棟

市道被災路線…20路線

農業関係被害…農作物被害面積42.35ha、農地損壊箇所74カ所、農業用水路損壊箇所46カ所、農道損壊箇所22カ所、隣接山法面崩壊箇所72カ所、ため池被害7カ所、獣害柵破損34カ所
林道崩壊箇所…61カ所

■主な被災箇所と復旧状況

■安養寺山南側斜面山崩れ(下戸山地先)

9月17日～10月4日 崩落土砂など撤去

9月17～23日 水路通水確保作業

9月25日～ 自動地盤伸縮計1カ所設置、観測

10月5～9日 1トン土のう2段設置

■安養寺山北側斜面山崩れ(安養寺レークヒル地先)

9月16日 崩壊箇所上部にブルーシート設置

9月20～22日 道路上の土砂撤去、土のう設置

9月23～30日 安養寺山中腹部(観光道路上)土砂撤去、1トン土のう設置(滋賀県)

9月24日～25日 ゴルフ練習場内に1トン土のう設置

10月1日～ 自動地盤伸縮計8カ所設置、観測

■栗東ニューハイツ宅地造成擁壁崩壊

9月17～26日 ずり落ち防止応急措置

9月30日～ 災害箇所道路復旧工事

■上砥山地先金勝川護岸崩壊

9月16日 応急対応土のう設置(滋賀県)

■目川地先金勝川決壊

9月16～23日 応急対応土のう積4段設置、仮橋撤去(滋賀県)

9月23～27日 落差工撤去(滋賀県)

9月26日～10月2日 落差工上流部土のう設置(滋賀県)

10月17日～ 堤防決壊区間に矢板設置(滋賀県)

■観音寺水源地浄水施設全壊

9月17日～ 応急給水設備(給水タンク3基)による給水

10月1日～ 仮設受水槽設置による蛇口給水

台風 18 号に関する義援金受付中

市ならびに栗東市社会福祉協議会では、台風18号に関する義援金を受け付けています。皆様のご協力をお願いします。いただいた義援金は、栗東市社会福祉協議会の「善意銀行」の制度を利用し、台風18号で被災された方に配分させていただきます。

受付場所…会計課(市役所1階)、栗東市社会福祉協議会(なごやかセンター内)

受付時間…平日8:30～17:15

受付期間…11月29日(金)まで

■市役所会計課受付時の領収書について

市役所会計課受付時に、義援金の領収書が必要な場合は会計課窓口でお申し出ください。その場で仮領収書を発行します。本領収書は後日、栗東市社会福祉協議会から郵送します。領収書が必要でない場合は、会計課窓口にある募金箱に義援金を入れてください。

問合せ…会計課 ☎551-0127 📠551-0533

■台風18号被災者支援制度（制度の詳細については、それぞれの問合せ先にお問合せください。）

項 目	内 容	問 合 せ
り災証明書・被災証明書の発行	り災証明書とは、火災、地震、水害などにより、建物や家財が損害を受けたとき、公的にその被害状況を証明するものです。被災証明とは、建物以外の動産に対して発行するものです。それぞれの支援制度を利用する際に、り災証明書原本の提示または提出が必要となる場合があります。	総合窓口課 業務係 ☎ 551-0110 FAX 553-0250
後期高齢者医療保険料の減免	災害により住宅が全壊・半壊・床上浸水した場合に、後期高齢者医療保険料が減額または免除される制度です。減免を受ける場合には、り災証明書の提出が必要です。	総合窓口課 高齢者医療係 ☎ 551-0361 FAX 553-0250
国民年金保険料（第1号被保険者の保険料）の免除	風水害などで被災し、納付が困難な人の国民年金保険料（第1号被保険者の保険料）の全額または一部が免除される制度です。申請には、り災証明書の提出が必要です。	総合窓口課 年金係 ☎ 551-0112 FAX 553-0250
介護保険料の減免・介護サービス費の自己負担額の減免	災害により住宅が全壊・半壊・床上浸水した場合に、介護保険料が減額または免除される制度です。また、介護サービスを利用している場合は、自己負担額の減免制度もあります。	長寿福祉課 介護保険係 ☎ 551-0281 FAX 552-9320
からだと心の健康相談	被害に遭われた人のからだや心について、健康相談を行っています。	長寿福祉課 地域包括支援センター ☎ 551-0285 FAX 551-0548
就学援助費の給付	災害により固定資産税などの減免を受けた人に対し、小中学校の就学に必要な学用品や小学校給食費などの一部を給付します。	学校教育課 ☎ 551-0130 FAX 551-0149
幼稚園・保育園の保育料の減免	風水害などの災害により、生活の基盤に著しい損害を受けたと認められる場合、児童の保護者を対象に、保育料を減免できる場合があります。この減免を受ける場合には、り災証明書が必要です。	幼児課 ☎ 551-0424 FAX 551-0149
学童保育所の利用料金の減免	指定管理者は、被災その他のやむを得ない事情が生じたと認める場合は、利用者の申請に基づき、市長の承認を得て、利用料金を減免することができます。	子育て応援課 ☎ 551-0114 FAX 552-9320
児童扶養手当の特例措置（所得制限適用除外）	児童扶養手当の受給資格者で、台風などの災害により住宅、家財などの価格の2分の1以上の損害を受けた人は、所得制限の適用を除外します。ただし、当該災害を受けた年の所得が政令に定める額を上回った場合、支給した手当を返還していただきます。	
母子寡婦福祉資金の償還の特例	事業開始資金、事業継続資金または住宅貸付を受けている人について、災害により家屋の全壊、流出、半壊、床上浸水またはこれに準ずる被害を受けた場合、貸付などの償還に係る据置期間を延長します。	
児童手当認定請求の延長	児童手当の支給要件があるにもかかわらず、災害により認定請求ができなくなったと認められる場合、認定請求することが可能となった日から15日以内に請求することにより、災害により請求することができなくなった日の属する月の翌月から支給を開始します。	
特別児童扶養手当の特例措置（所得制限適用除外）	特別児童扶養手当の受給資格者で、台風などの災害により住宅、家財などの価格の2分の1以上の損害を受けた人は、所得制限の適用を除外します。ただし、当該災害を受けた年の所得が政令に定める額を上回った場合、支給した手当を返還していただきます。	社会・障がい福祉課 社会福祉係 ☎ 551-0490 FAX 553-3678
災害援護資金の貸付	災害により被害を受けた一定の所得以下の世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのための貸付を行います。貸付限度額：最大350万円（被災状況に応じて限度額あり）、償還期間：10年間（据置期間3年）、利率：年3%（据置期間中は無利子）、償還方法：元利均等償還	
障害福祉サービスに係る利用者負担の特例給付	災害により家屋全壊、半壊など財産に著しい損害を受けた場合、特例給付による障害福祉サービスに係る利用者負担額の軽減または免除を行います。	社会・障がい福祉課 障がい福祉係 ☎ 551-0113 FAX 553-3678
特別障害者手当・障害児福祉手当の特例措置（所得制限適用除外）	特別障害者手当・障害児福祉手当の受給資格者で、台風などの災害により住宅、家財等の価格の2分の1以上の損害を受けた人は、所得制限の適用を除外します。ただし、当該災害を受けた年の所得が政令に定める額を上回った場合、支給した手当を返還していただきます。	税務課 市民税係 ☎ 551-0106 FAX 551-2010 税務課 資産税係 ☎ 551-0105 FAX 551-2010
市税の軽減・免除	災害を受けて住宅が全壊や半壊するなど、所有する資産に著しい損害を被った場合には、市税を減免する制度があります。損害の程度により減免割合が定められています。 ●減免の対象となる市税…市県民税、国民健康保険税（所得割のみ）、固定資産税	
所得税・市県民税の雑損控除	災害により資産に損害を受けた場合は、損失額によって所得税（市県民税）の雑損控除を受けられる場合があります。雑損控除を受けるためには、所得税の確定申告（確定申告をしない場合は、市県民税の申告）が必要です。市県民税については、翌年度分から控除が受けられます。	税務課 市民税係 ☎ 551-0106 FAX 551-2010 草津税務署（確定申告について） ☎ 562-1315

項 目	内 容	問 合 せ
納税の緩和制度	災害により財産に相当な損害を受けた場合、納税の猶予を受けられる場合があります。	税務課 納税推進室 ☎ 551-0107 FAX 551-2010
上下水道料金の軽減	被災による漏水や、浸水などの被害個所の清掃に使用した上下水道料金を軽減します。	上下水道課 上下水道管理係 ☎ 551-0135 FAX 554-3866
農業（農作物・農業施設）に対する共済制度・支援事業	災害により農作物・農産物の生産に必要な施設などへの被害が生じた場合の補償共済制度・支援事業の情報を提供します。	農林課 ☎ 551-0124 FAX 551-0148
農地・農道・水路などの復旧	災害により農地や農道・農業用水路に対し土砂の流入や法面の崩壊などの復旧工事が必要な場合の改良・改修工事などの補助金について情報を提供します。	
り災復旧助成金の交付	災害により宅地、田、畑および山林が被災した場合、土地の復旧に要した額の30%を助成します。10万円が上限です。	生活安全課 ☎ 551-0109 FAX 551-0149
中小企業・小規模企業者への融資制度	災害により、経営の安定に支障が生じた中小企業へ支援や小規模企業者への事業経営を安定させるための簡易かつ低利での融資資金斡旋の情報を提供します。	商工観光労政課 商工振興係 ☎ 551-0104 FAX 551-0148
生活福祉資金貸付	低所得者世帯が災害を受けた場合、災害を受けたことにより臨時に必要な経費を貸し付けます。貸付限度額、期間などは、資金の種類により異なります。	栗東市社会福祉協議会 ☎ 554-6105 FAX 554-6106
滋賀県被災者生活再建支援金	住宅が、全壊、半壊、床上浸水などの被害に遭い、生活基盤に著しい被害を受けた人に滋賀県から再建支援金が交付されます。	滋賀県被災者生活再建支援窓口 ☎ 528-4984 FAX 528-4843

防災無線情報などに注意し、災害への備えを

市では、防災無線（市内72カ所の屋外拡声器）を利用して気象情報、災害関連情報を市民の皆さんにお知らせしています。しかし、防災無線は、屋外拡声器をとおして音声で情報を伝えるシステムであるため、雨などの気象条件や住宅の遮音性能などにより、聞こえにくいことがあります。次に紹介する防災・防犯情報配信システム、防災無線放送内容電話照会システムも併せてご利用ください。



気象警報などには普段から注意し、防災無線やEメールのほか、テレビ、ラジオ、インターネットなど、いろいろな手段で情報を集め、災害に備えましょう。

■防災・防犯情報配信システム

防犯情報のほか、防災無線で放送している防災情報などを配信する、登録制のEメール配信サービスです。

登録方法

- ①パソコンまたは、携帯電話から entry@city-ritto.jp へ空メールを送信。右のコードからも送信可。
- ②「配信登録のご案内」という件名でメールが届く
- ③メールに記載されているアドレスから登録サイトへアクセス。



- ④配信の承諾に関する事項が表示されるので、内容を確認し、「同意する」を選択。
- ⑤「栗東市メール配信」という画面が表示される。「追加・削除」を選択後、配信を希望するカテゴリにチェックを入れ、「選択」をクリック。
- ⑥登録確認の画面で、「登録」をクリックすると登録完了。登録完了のメールが届く。

■防災無線放送内容電話照会システム

防災無線の放送が聞こえにくい場合に、電話で防災無線の放送内容を確認できるサービスを10月15日から開始しました。次のフリーダイヤルに電話をかけると、録音された放送内容が流れます。（滋賀県内からのみかけられます）

ぼおさいはここ
フリーダイヤル 0120-031899

■緊急速報「エリアメール」・「緊急速報メール」

NTTドコモの緊急速報「エリアメール」、auおよびソフトバンクの緊急速報メールの運用を10月11日から開始しました。これは、携帯電話向けの災害情報伝達サービスで、市内に滞在する受信機能を持つ携帯電話に緊急の防災情報をお知らせするものです。月額使用料・通信料は無料で、事前登録は不要です（一部、受信設定が必要な機種および受信できない機種もあります）。

問合せ…生活安全課 総合防災・危機管理係 ☎551-0109 FAX 551-0149

11月はエコドライブ推進月間

地球と財布にやさしいエコドライブを始めよう

エコドライブとは、エネルギー消費の少ない自動車の運転のことです。エコドライブという言葉、実は2つの意味があることを皆さん知っていますか？

- エコロジカル ドライブ＝環境にやさしい運転
- エコノミカル ドライブ＝財布にやさしい運転
急な加速や減速を少なくし、速度にムラのない

運転をするなどのエコドライブを実践することで、環境への負荷を軽減だけでなく、燃費が向上し燃料費の削減にもつながります。

無理をせず、安全に運転できる範囲内で、エコドライブを実践してみましょう。

問合せ…環境政策課 環境政策係

☎551-0336 FAX 554-1123

STOP！児童虐待 11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待は子どもの人権を著しく侵害するもので、その心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代にまで引き継がれる恐れもあり、最悪の場合は命を奪ってしまいます。また、子ども自身にとって最も安心できる場所であるはずの家庭の中で起こることから、その発見や対応が難しく、社会全体で取り組むべき重大な問題です。地域みんなが意識をすることが、早期発見につながります。

「虐待」とはどのような行為？

しつけと虐待はまったく違うものです。たとえ親がしつけだと思っていても、暴力やお仕置きで子どもを従わせることはしつけとはいえません。

◎虐待の種類

■身体的虐待

たたく、殴る、蹴る、夜間や冬に戸外へ閉め出す、泣きやまないことに腹を立て激しく揺さぶるなど

■ネグレクト

食事を与えない、家や車に長時間放置する、身体や環境をひどく不潔なままにするなど

■心理的虐待

心理的なダメージを与えるような言動や対応（暴言、脅かし、無視、子どもの目の前で配偶者などに暴言を吐く・暴力を振るうなど）

■性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、させることなど

児童虐待の防止と早期発見のために

児童虐待は「いつでも」「だれでも」起こり得るものです。日頃から、地域で子育て家庭を温かく見守り、育児や子どもの成長を応援していくこ

とが大切です。虐待から子どもを守るためには、周囲の気付きが重要です。

「よく泣いているな…」「おかしいな…」と思ったら、すぐに連絡をしてください。連絡をした人が責任を問われることはありません。



オレンジリボンは児童虐待防止のシンボルです

児童虐待の連絡、子どもに関わる相談

■市役所子育て応援課 家庭児童相談室

子育ては楽しいですが、子どもの成長とともに悩むことが出てきます。子育ての悩みごとを一人で抱えていませんか？ 迷っていること、悩んでいることがあれば、気軽に相談してください。一緒に考えていきましょう。

☎ 551-0300 FAX 552-9320

（平日8：30～17：15）

※夜間・休日は宿直・日直対応します。市役所代表へご連絡ください。

☎ 553-1234

■滋賀県中央子ども家庭相談センター（児童相談所）

☎ 562-1121（24時間受付）

■児童相談所全国共通ダイヤル（お近くの児童相談所につながります）

☎ 0570-064-000

■子どもを守るほっとライン

☎ 562-8996（24時間受付）

■草津警察署

☎ 563-0110



問合せ…子育て応援課 家庭児童相談室

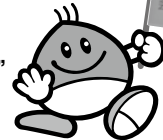
☎551-0300 FAX 552-9320

くりちゃん元気いっぱい運動 第3弾

ありがとうが言える子育て

「心豊かでたくましく生きぬく 栗東の子ども」を育てるために

「ありがとうが言える子育て」推進は、「くりちゃん元気いっぱい運動 第3弾」
として、平成24年4月から、市内全校園で取り組みがスタートしました。



「ありがとうが言える子育て」 推進によせる3つの願い



「社会全体で子どもの育ちを支える」
仕組みづくりの一環として

取り組みをとおして、家庭では「育て」、学校
では「鍛え」、地域・企業では「磨く」など、家庭、
学校、地域・企業にかつてあった役割分担と連携
の仕組みの回復を目指します。



「住民と共に活動の輪を広げる」
運動への理解を求めて

取り組みが一方的な押しつけに陥ることなく、
広く地域住民と共に活動の輪を広げるという意味
での運動への理解を求め、「ありがとう」が響き
わたるまちづくりへとつなげていきます。



「規範意識を身に付けさせるための
一つ的手段(取り組み)」として

取り組みを、子どもたちに規範意識を身に付け
させる一つ的手段として位置付け、校園と家庭、
地域が共同して取り組みます。

言われると
気持ちがいい

良好な人間関係の
カギとなります

ありがとう

周囲から認められ
大切にされます

豊かな心・自立の
心が育ちます

市内小中学校での取り組み

「やさしさの木」を育てよう



「ありがとう」の気持ちを言葉に表し、掲
示することでお互いに交流し合います。それ
ぞれの良さを認め合ったり自尊感情を高めた
りして、温かい風土を生み出しています。

お手紙で「ありがとう」



お世話になった人に、手紙で「ありが
と」を伝えます。思いを言葉にすることで、
伝えることの大切さを実感します。

「自分」も「まわりの人」も大切にできる取り組み

「自分」も「まわりの人」も
大切にできることは
「ありがとう」と
いえた「わたし」は
ステキだよ！
7月

月別に目標を立てて「あり
がと」運動を進めたり、『名
前は「〇〇さん』『自分や友
達の「きらり」を見つけよう』
と呼び掛けたりして、自分と
まわりの人を大切にする習慣
付けに取り組んでいます。

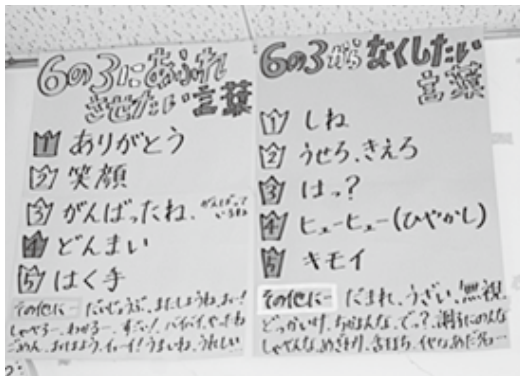
「ありがとう」を広げよう

今月のありがとう！

○給食の片付けの時間、6年生は1年生の教室へ、牛乳パックを切りに行くお手伝いをしています。ただ切ってあげるだけでなく、優しく切り方を教えてあげていたり、トイレや手洗いに連れて行ってあげていたりする姿も見かけます。1年生の教室前はそんな6年生に対する「ありがとう。」の言葉でいっぱいです。

学校から配布されるお便りにも、子どもたちが「ありがとう」を伝えている姿を紹介しています。

「あふれさせたい言葉」



学級活動の時間に、言葉について話し合い、教室にあふれさせたい言葉として「ありがとう」が第1位に選ばれました。子どもたちのまわりの言葉の環境を整えることで、温かい心が育まれるのですね。

自分で作る「My お弁当」



栄養のバランスや見た目に気を配りながら、自分でお弁当作りに取り組んでいます。家族に教えてもらいながら、日頃のお弁当作りに「ありがとう」の気持ちを持つことができました。

このように、学校では日頃から「ありがとう」が響きわたるように取り組んだり、子どもたちの素敵な行動を紹介したりしています。「ありがとう」は子どもの豊かな心を育む言葉です。そして自信を持って、さまざまなことに挑戦し、多くのことを学んで成長するための土台をつくる言葉です。

家庭や地域でも、子どもたちの「きらり」と光るよいところに目を向け、「ありがとう」と言ってあげてください。そして子どもが「ありがとう」と言っていたら、ぜひ褒めてください。その積み上げこそが、自立した人間性を育て、さらに周囲の人と良好な関係を築くことができる社会性を身に付けることになるのです。そしてきっと幸せな将来につながることになるでしょう。

魔法の言葉「ありがとう」。
今日から皆さんで取り組んでみてはいかがでしょうか。



親や家庭への「子育ての学びの力」支援

急激な社会環境の変化の中で、育児や子育てに自信が持てず、悩んでいる保護者の皆さんも少なくないのではないのでしょうか？ 子どもの健全な成長を支える基盤は、まず親が「最初の教師」として発達に応じた育児やしつけをすることが必要不可欠です。いわば「子どもは大人の鏡」なのです。今後、「子育ての学び」について支援を進めていきます。

問合せ…学校教育課

☎551-0130 FAX 551-0149

生涯学習課

☎551-0496 FAX 552-5544

あかりの演出 秋の章

金勝寺「秋の特別拝観」 あかりの演出2013

～霊山清浄 久遠のあかり～

特設ステージでの
和太鼓の演奏 ▶



日時…11月9日(土)、10日(日)、16日(土)、17日(日)
16時～20時(あかりの点灯は日没後)

場所…金勝寺(栗東市荒張)

駐車場…道の駅こんぜの里りっとう

※道の駅こんぜの里りっとう～金勝寺間は「あかりシャトルバス」を運行(こんぜの里発15時55分～19時25分、金勝寺発最終20時10分)

入山料…500円(道の駅などで利用できる買い物補助券付き)

問合せ…栗東市観光物産協会(商工観光労政課内)

☎551-0126 FAX 551-6158

随筆家・白洲正子の著書「かくれ里」にも紹介される名刹「金勝寺」。美しい紅葉に彩られた静寂の古刹を舞台に、500灯の行灯とかがり火で、幽玄の世界を演出します。また、9日(土)はフルート、10日(日)は和太鼓、17日(日)はオカリナを各日18時から演奏します。あかりとともに山に響く音色をお楽しみください。

こんぜシャトルバス秋期運行中止のお知らせ

広報りっとう10月号で案内しました、こんぜシャトルバス秋期運行(10月・11月)は、台風18号による災害の影響により、運行を中止しています。

問合せ…栗東市観光物産協会(商工観光労政課内) ☎551-0126 FAX 551-6158

ホームページ <http://www.ritto-kanko.com/>



介護保険の地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、住み慣れた地域での生活が継続できるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。施設などの規模が小さいので、利用者のニーズにきめ細かく応えられるという特色があります。利用者は市内の住民に限定され、市が事業所の指定や監督を行います。

本市では以下のサービスが利用でき、介護保険事業計画において計画的に整備しています。

現在利用できるサービス

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護(要支援1・2の人は利用できません)

介護職員と看護師が連携し、定期的に訪問しま

す。また、利用者の通報や電話などに対して随時(24時間)対応します。

■認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

■認知症対応型共同生活介護(要支援1の人は利用できません)

認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

問合せ…長寿福祉課 介護保険係

☎551-0281 FAX 552-9320

市長からの メッセージ

～市民の皆さまへ～



復旧・復興のため、全力で取り組んでいます

本市にかつてない甚大な被害をもたらした台風18号が過ぎ去ってから、約1カ月半が経ちました。

災害発生以降、市では、直ちに災害対策本部を立ち上げ、被災状況の把握と、被災個所の緊急対応にあたるとともに、被災された皆さまの支援に全力で取り組んできました。

関係機関のご協力により、被災個所の応急復旧は一定進んできましたが、今なお、市内各所には災害の爪あとが残っています。このため、台風の接近や雨風などの際には、市民の皆さまの安全を確保するために、迅速な対応がよりいっそう必要であり、「命を守る」ことを第一に、判断・対応しております。

また、今回の災害に関しては、非常に多くの皆さまから義援金やご協力の申し出、温かいお言葉を頂戴し、心から感謝申し上げます。

本市の1日も早い復旧・復興に向けて、今後とも、関係機関とともに全力を挙げて取り組むとともに、さまざまな角度から今回の災害を検証し、市民の皆さまの安全を守る使命を果たしてまいります。

栗東市長 野村昌弘



▲大型の台風26号の接近に備え、災害対策本部で指示
※台風18号による市内被害・応急復旧状況、義援金の受付窓口などは2～4ページをご覧ください。市ホームページにも掲載しています。

■栗東市ホームページ

<http://www.city.ritto.shiga.jp/>

～「契約」のこと、知っていますか？～

契約とは法的責任のある約束です。契約という堅苦しく感じますが、実は生活の中で日常的に行っています。コンビニでの買い物や英会話教室に通うこと、電車に乗ることも契約のひとつです。気軽な対応が契約トラブルにつながる場合もあるので要注意です。

- ①契約は口約束で成立する…お互いの合意があれば、契約書がない口約束でも契約は成立します。契約は単なる約束と違い、法律で守ることが義務付けられている約束です。
- ②一方の都合だけでは解除できない…成立した契約は原則としてどちらか一方の都合だけで解除することはできません。しかし、未成年者が保護者の同意を得ずに結んだ契約は取り消すことができます。
- ③クーリングオフ…訪問販売や電話勧誘販売など、一定の取引について、契約してからやめたいと思ったときはクーリングオフ制度を活用しましょう。一定期間内であれば無条件で契約を解除することができます。

問合せ…生活安全課 消費生活相談窓口

☎ 551-0115 FAX 551-0149

草津警察署安全伝言板



11月25日～12月1日は犯罪被害者週間

警察では、犯罪の被害に遭った人やその家族の精神的な負担や心の傷を、少しでも軽減できればと思っています。被疑者の逮捕や事件の解決も重要な仕事ですが、被害者などに対する支援も警察の重要な仕事です。

また、皆さんの犯罪被害者への理解と配慮が、誰もが安心して暮らせる社会へつながります。ある日突然犯罪の被害者になる…。このようなことが、いつ、どこで、だれに起こるか分かりません。

- あなたが大切な家族を失ったとき
 - 身体にけがをさせられたり、心に痛みを負わされたとき
 - どうしたらいいか分からないとき
- などは下記の相談窓口で電話してください。

■県民の声110番

☎525-0110（月～金 8：30～17：15）

■犯罪被害者サポートテレホン

☎521-8341（月～金 10：00～16：00）

■NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター

☎525-8103（月～金 10：00～16：00）

問合せ…草津警察署 警務課

☎ 563-0110 FAX 563-0116